

# ◆ 参考資料 ◆

## 国民年金法・厚生年金法障害等級表（→15ページ）

障害年金の等級は障害者手帳の等級とは異なります

障害の状態（1級）	障害の状態（2級）
号	号
<p>1 次に掲げる<b>視覚障害</b></p> <p>イ 両眼の視力<sup>※1</sup>がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力<sup>※1</sup>が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p>	<p>1 次に掲げる<b>視覚障害</b></p> <p>イ 両眼の視力<sup>※1</sup>がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力<sup>※1</sup>が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p>
<p>※1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のあるものについては、矯正視力によって測定する。</p>	
<p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p>	<p>ハ （1級1号ハの下線部が56度）</p> <p>ニ （1級1号ニの下線部が40点）</p>
2 両耳の聴力レベルが <b>100デシベル以上</b> のもの	2 両耳の聴力レベルが <b>90デシベル以上</b> のもの
3 <b>両上肢</b> の機能に著しい障害を有するもの	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 <b>両上肢</b> の全ての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 <b>両上肢</b> の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 <b>両下肢</b> の機能に著しい障害を有するもの	6 <b>両上肢</b> のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 <b>両下肢</b> を足関節（ショパール関節）以上で欠くもの	7 <b>両上肢</b> のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 体幹の機能に <b>座っていることができない程度</b> 又は <b>立ち上がることができない程度</b> の障害を有するもの	8 <b>一上肢</b> の機能に著しい障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 <b>日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの</b> <sup>※2</sup>	9 <b>一上肢</b> の全ての指を欠くもの
<p>※2 <b>活動範囲の事例</b></p> <p>病院内：おおむねベッド周辺</p> <p>家庭内：おおむね就床室内</p>	10 <b>一上肢</b> の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11 <b>両下肢</b> の全ての指を欠くもの
11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	12 <b>一下肢</b> の機能に著しい障害を有するもの
	13 <b>一下肢</b> を足関節（ショパール関節）以上で欠くもの
	14 体幹の機能に <b>歩くことができない程度</b> の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、 <b>日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</b> <sup>※3</sup>
	<p>※3 <b>活動範囲の事例</b></p> <p>病院内：おおむね病棟</p> <p>家庭内：おおむね家屋内</p>
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

国民年金法施行令別表に一部加筆

## 厚生年金法障害等級表（→16ページ）

区分	障 害 の 状 態
3 級	1 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

## 障害手当金—厚生年金保険（→16ページ）

1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

### （備考：3級、障害手当金 共通）

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## 介護保険による福祉サービスについて

介護保険のサービスを利用できる方は、障害者手帳がある場合も、以下の福祉サービスについては原則として介護保険制度を優先的に利用していただくことになります。

### ★介護保険のサービスを利用できる方とは……

- ◎65 歳以上の方
- ◎40 歳から 64 歳で以下の 16 種類の特定疾病をもつ方
  - ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
  - ②関節リウマチ
  - ③筋萎縮性側索硬化症（ALS）
  - ④後縦靭帯骨化症
  - ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
  - ⑥初老期における認知症
  - ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  - ⑧脊髄小脳変性症
  - ⑨脊柱管狭窄症
  - ⑩早老症
  - ⑪多系統萎縮症
  - ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
  - ⑬脳血管疾患（脳梗塞、脳出血など）
  - ⑭閉塞性動脈硬化症
  - ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など）
  - ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ★優先的に利用していただく介護保険サービスとは……

<b>福祉用具の給付・貸与</b>
原則として介護保険制度による福祉用具の購入費の給付・貸与をご利用ください。
<b>住宅改修費の支給</b>
介護保険制度による住宅改修費の支給をご利用ください。
<b>ホームヘルパーの派遣</b>
原則として介護保険制度によるホームヘルプサービスをご利用ください。
<b>ショートステイ</b>
介護保険制度によるショートステイをご利用ください。
<b>デイサービス</b>
原則として 65 歳以上の方は介護保険制度のデイサービスをご利用ください。
<b>入浴サービス（移動入浴車の派遣）</b>
原則として介護保険制度による訪問入浴サービスをご利用ください。

\* 要介護認定の申請は地域包括支援センターのほか、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等でも申請の代行を行います。

## マイナンバー制度について

平成28年1月よりマイナンバー制度が始まり、手続きに個人番号が必要になります。

➤ 障害福祉課にてマイナンバーが必要となる制度については次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳の申請</li> <li>○ 特別障害者手当の申請</li> <li>○ 障害児福祉手当の申請</li> <li>○ 自立支援医療の申請</li> <li>○ 障害福祉サービス利用の申請</li> <li>○ 補装具の申請</li> <li>○ 重度障害児等医療資格の申請</li> <li>○ 重度心身障害福祉手当の申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動浴そう車の派遣の申請</li> <li>○ 日常生活用具の申請</li> <li>○ 移動支援の申請</li> <li>○ 日中一時支援の申請</li> <li>○ 補装具費・点字図書自己負担額補助金の申請</li> <li>○ 紙おむつの申請</li> </ul>
--	--

➤ マイナンバーが必要な事務の申請に関して本人確認書類が必要になります。

1. 個人番号カード
2. 番号通知カード（または個人番号付きの住民票）と本人確認書類（※1）  
以上の1、2どちらか一方をお持ちください。  
（代理人申請の場合は代理人の本人確認書類（※1）と代理権の確認書類（※2）が必要になります）

本人が申請者の場合	法定代理人（親権者、未成年後見人、後見人）の場合	法定代理人以外の場合（家族の方が申請する場合を含む）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード または</li> <li>・通知カード＋本人確認書類（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード または</li> <li>・通知カード</li> <li>・代理人の本人確認書類（※1）</li> <li>・戸籍謄本その他その資格を証明する書類（※2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード または</li> <li>・通知カード</li> <li>・代理人の本人確認書類（※1）</li> <li>・委任状（※2）</li> </ul>

※1 本人確認書類として認められているもの

- ・顔写真がある官公署が発行した証明書（例：運転免許証、障害者手帳等）を1点お持ちください。
- ・顔写真がない官公署が発行した証明書（例：保険証、年金手帳、受給者証等）を2点お持ちください。

※2 ご用意が困難な場合、本人の本人確認書類（※1）

# 身体障害者障害程度等級表

部分が第1種障害

## 視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能障害

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声、言語機能、又はそしゃく機能
		聴覚障害	平衡機能	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(1/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害(嚙下機能の著しい障害を含む)
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

肢体不自由（上肢・下肢）

等級	上 肢	下 肢
1級	1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢の全ての指を欠くもの 3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障害 2.両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1.両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4級	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障害 5.一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1.一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指、及び小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指、及び小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障害 3.一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4.一下肢のすべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

**肢体不自由**（体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

等級	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上肢機能	移動機能
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1.体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

**心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸・免疫・肝臓機能障害**

等級	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	上記の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						上記の機能障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	上記の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	上記の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				左に同じ	上記の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

**（備考）**

- 1.同一の等級について二つの重複する障害がある場合は1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2.肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3.異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以上の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6.上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7.下肢の長さは、前腸骨棘より内くるびし下端までを計測したものをいう。

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

■ 埼玉県の指定難病等医療給付制度（22～26 ページ）  
の疾患とは一致しません。

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	I g A腎症	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性 ○
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 36欠失症候群	69	急性壊死性脳症 ○
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死 ○
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性脾炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病 △	82	クッシング病
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	A T R - X症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	A D H分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロー・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群 ※	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜 ○	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オキシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症 ○
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症



令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

■ 埼玉県の指定難病等医療給付制度（22～26 ページ）の疾患とは一致しません。

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
103	顕微鏡的大腸炎 ○	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌステんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マガニス症候群
123	骨髄異形成症候群 ○	173	スモン ○
124	骨髄線維症 ○	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病 △
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髓空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髓小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	膵耳腎症候群	180	脊髓髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウイルス角膜炎内皮炎 ○	182	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭静脈欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全 ○	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群 ○
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

■ 埼玉県の指定難病等医療給付制度（22～26 ページ）  
の疾患とは一致しません。

番号	疾病名	番号	疾病名	
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群	
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群	
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病	
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症	
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
206	緑毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	※	256	22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫	
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症	
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群	
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	
211	ソトス症候群	261	ネフロン病	
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群	
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腫黄色腫症	
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症（※）	△
215	大理石骨病	265	脳表へモジデリン沈着症	
216	ダウン症候群	○	266	膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症	
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病	
219	タナトフォリック骨異形成症	269	パージャー病	
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症	
222	多発性軟骨性外骨腫症	○	272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群	
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
225	タンジール病	275	パッド・キアリ症候群	
226	単心室症	276	ハンチントン病	
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特異性骨増殖症	○
228	短腸症候群	○	278	P C D H 19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症	
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎	
231	チャーシ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症	
234	腸管神経節細胞減少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症	
235	TRPV 4 異常症	※	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ピッカースタッフ脳幹脳炎	
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群	
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症	
240	特異性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎/多発性筋炎	
241	特異性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎	○
242	特異性基底核石灰化症	292	肥満低換気症候群	○
243	特異性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症	
244	特異性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	
245	特異性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群	
246	特異性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群	
247	特異性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症	
248	特異性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血	
249	特異性両側性感音難聴	299	封入体筋炎	
250	突発性難聴	○	300	フェニルケトン尿症

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（5疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

■ 埼玉県の指定難病等医療給付制度（22～26 ページ）  
の疾患とは一致しません。

番号	疾病名	番号	疾病名	
301	フォンタン術後症候群	○	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症		352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症		353	ラスムッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー		354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症		355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群		356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群		357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	プリオン病		358	両大血管右塞起始症
309	プロピオン酸血症		359	リンパ管腫症/ゴーム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）		360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎		361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β-ケトチオラーゼ欠損症		362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ペーチェット病		363	レーベル遺伝性視神経症
314	ペスレムミオパチー		364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症	○	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
316	ヘモクロマトーシス	○	366	レット症候群
317	ペリー病	△	367	レノックス・ガスター症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	○	368	ロスモンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）		369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症			
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群			
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症			
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症			
324	ホモシスチン尿症			
325	ホルフィリン症			
326	マリネスコ・シェーグレン症候群			
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	△		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー			
329	慢性血栓性肺高血圧症			
330	慢性再発性多発性骨髄炎			
331	慢性膵炎	○		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症			
333	ミオクロニー欠神てんかん			
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん			
335	ミトコンドリア病			
336	無虹彩症			
337	無脾症候群			
338	無βリポタンパク血症			
339	メーブルシロップ尿症			
340	メチルグルタコン酸尿症			
341	メチルマロン酸血症			
342	メビウス症候群			
343	メンケス病			
344	網膜色素変性症			
345	もやもや病			
346	モワット・ウイルソン症候群			
347	薬剤性過敏症症候群	○		
348	ヤング・シンプソン症候群			
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん			

(※) 旧対象疾病番号159（神経フェリチン症）は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

# = 障害者マークの紹介 =

障害者に関する“マーク”には、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、ご理解とご協力をいただけますようお願い致します。

なお、マークの使用や著作権、入手方法などは、[それぞれの「問合せ先」](#)にご確認下さい。

	<p>◆ <b>障害者のための国際シンボルマーク(色:青地に白)</b></p> <p>障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障害者に限定し使用されるものではありません。マークの使用や著作権については、(財)日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。</p> <p><b>問合せ先:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</b>  <b>電話:03-5273-0601 Fax:03-5273-1523</b></p>
	<p>◆ <b>ほじょ犬マーク(色:青)</b></p> <p>補助犬を啓発するために“補助犬”を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。“補助犬”とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど“補助犬”としての能力を認定された犬だけが“補助犬”と認められます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。</p> <p><b>問合せ先:厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室</b>  <b>電話:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</b></p>
	<p>◆ <b>耳マーク(色:緑)</b></p> <p>耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。</p> <p><b>問合せ先:社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</b>  <b>電話:03-3225-5600 Fax:03-3354-0046</b></p>
	<p>◆ <b>オストメイトマーク(色:黒地に白)</b></p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すマークです。また、オストメイト対応であることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p> <p><b>問合せ先:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団</b>  <b>電話:03-5844-6291 Fax:03-5844-6294</b></p>

	<p>◆ <b>ヘルプマーク(色:赤地に白)</b></p> <p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていること知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。</p> <p><b>問合せ先:埼玉県福祉部障害者福祉推進課</b>  <b>電話:048-830-3294 Fax:048-830-4789</b></p> <p>※配布場所(ただし、数に限りがあり、配布できない場合があります。)  <b>市役所内…障害福祉課・こども福祉課・保健医療課</b>  <b>保健センター…健康づくり支援課・こころの健康支援室</b>  <b>こどもと福祉の未来館…地域福祉センター</b></p>
	<p>◆ <b>「ハート・プラス」マーク(色:青地に白、ハートと十字は赤)</b></p> <p>心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、ハートプラスの会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、「内部障害者」は、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p> <p><b>問合せ先:特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話:186-080-4824-9928</b></p>
	<p>◆ <b>盲人のための国際シンボルマーク(色:青地に白)</b></p> <p>世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUでは『このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしななければならない』としています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道は、視覚障害者が安全に渡れるよう、時間が長めに調整されています。</p> <p><b>問合せ先:社会福祉法人日本盲人福祉委員会</b>  <b>電話:03-5291-7885 Fax:03-5291-7886</b></p>
	<p>◆ <b>身体障害者標識(色:青地に白)</b></p> <p>肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。この標識を付けた車両への幅寄せ等は禁止されています。</p> <p><b>問合せ先:所沢市交通安全協会 電話・Fax:04-2995-1050</b></p>
	<p>◆ <b>聴覚障害者標識(色:緑地に黄)</b></p> <p>聴覚障害者(ワイドミラーの装着等を条件に普通免許を取得された方)が運転する自動車に表示しなくてはならない標識です。道路交通法により定められており、この標識をつけた普通自動車への幅寄せは禁止されています。</p> <p><b>問合せ先:所沢市交通安全協会 電話・Fax:04-2995-1050</b></p>



〒359-8501 所沢市並木1丁目1番地の1

所沢市 障害福祉課

TEL 04-2998-9116

FAX 04-2998-1147

E-Mail [a9116@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9116@city.tokorozawa.lg.jp)



【共に生きる条例のロゴについて】

色とりどりに輝く3人の人が、手を取り合い、空へと飛びあがる。

手を取り合う色も大きさも違う3人の人は「障害の有無に関係なくいろんな人が協調し」

空へと飛び上がり躍動する姿は「自由に能力を発揮し」

3人のダイヤ(◇)のような形の体は「だれもが輝くことのできるまち」  
を、それぞれ意味している。

